

田原市生涯学習推進計画

～学びを通じた絆づくり～

（原案）

第1章 計画の策定にあたって

■本文中の「青字」は、用語説明(P.19～)を行う用語です。

1 計画策定の趣旨

急速な社会変化に伴う課題が顕在化・複雑化するなか、生涯学習の役割は、個人の趣味や技能の向上に加え、社会への貢献につながる学びなど、多種多様なものに及んできました。

そのなかで、平成18年12月に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、生涯学習の理念が明らかにされました。

また、平成20年2月の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」において、個人の要望と社会の要請を重視した学習支援や、社会全体の教育力の向上の重要性が示されました。

本市でも、今日的な諸課題に対応した21世紀を生き抜く人づくりを目指し、平成22年3月に「田原市教育振興基本計画」を策定するなど、学びの環境整備に努めてきました。

「田原市生涯学習推進計画」は、「田原市教育振興基本計画」をより効果的に実現するため、**新しい公共**の視点を取り入れ、行政と市民がそれぞれ担う役割を考えながら、生涯学習推進の方向性を定めるものです。

(計画策定の背景)

◎生涯学習に係る流れ

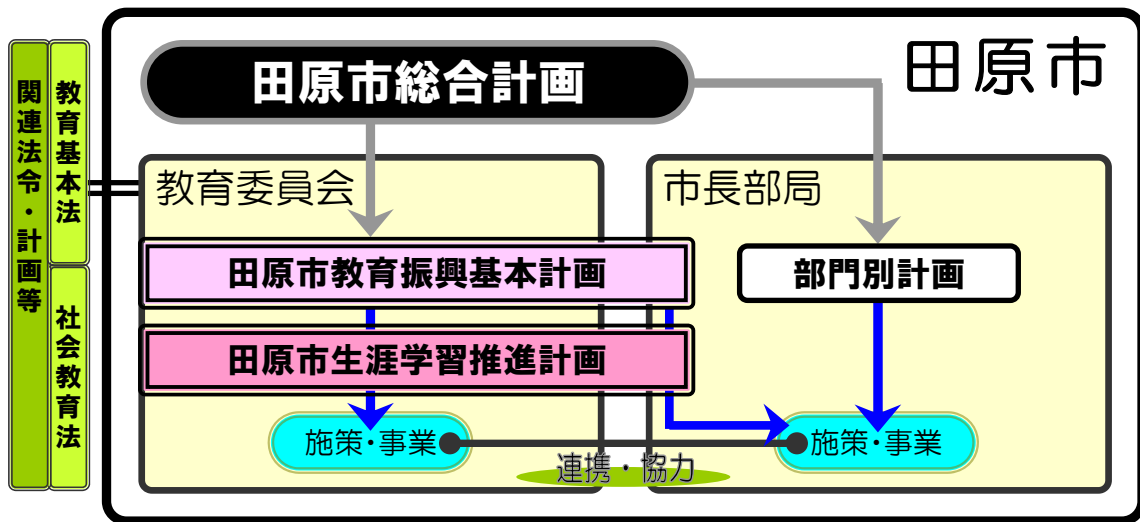
年次	主な出来事	内容等
昭和62年	臨時教育審議会の答申	○生涯学習体系への移行を示す
平成 2年	生涯学習振興法の制定	○推進体制の整備について規定
平成 4年	生涯学習審議会の答申	○リカレント教育やボランティア活動の推進など重点的な取組課題を示す
平成18年	教育基本法の改正	○生涯学習の理念について規定 ○社会全体の連携協力の重要性について規定
平成20年	中央教育審議会の答申	○個人の要望と社会の要請を重視した学習の支援の重要性を示す ○社会全体の教育力の向上の重要性を示す
	社会教育関連三法の改正	○社会教育法・図書館法・博物館法の改正

◎関連法令における生涯学習の位置付け

法令	規定内容
教育基本法 (第3条)	(生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
社会教育法 (第3条)	(地方公共団体の任務) 国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

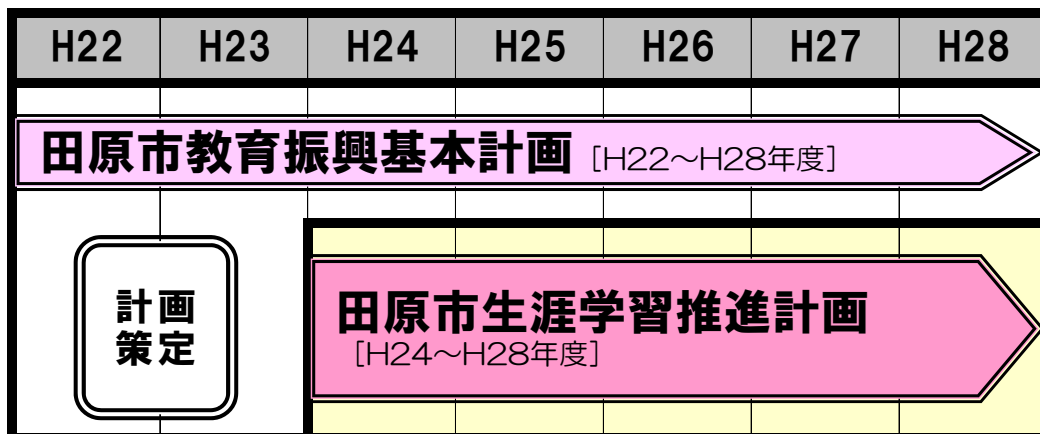
2 計画の位置付け

この計画は、「田原市総合計画」や「田原市教育振興基本計画」の個別計画として位置付け、上位計画における方向性等を踏まえ、生涯学習推進の考え方・体系を明らかにするものです。さらに、関連する他の部門別計画との連携を図ります。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。



第1章 計画の策定にあたって

4 生涯学習の役割

(1) 生涯学習とは

◎生涯学習の概念

学びは、新しい知識・技能・態度等が結果的に習得されることをいい、この学びが起きる活動の全体を、生涯学習の概念として捉えます。また、学習活動は、学びを目的として行う意図的な活動のことをいいます。

具体的に、生涯学習とは、「市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、自分の人生を豊かなものにするため、自分自身に適した手法や手段で、生涯を通じて行う学びのこと」と定義します。また、生涯学習には、家庭教育、学校教育、社会教育、職場内研修、スポーツ活動、文化活動、地域活動、ボランティア活動など、すべての学習活動や個人の意思に基づくあらゆる領域における学びの活動が含まれます。

◎生涯学習の提供

生涯学習の機会、家庭を始め、地域、団体、事業者、学校、行政など、官民間問わず、地域社会全体が提供しており、市内の様々な場所・形態で行われています。

(2) これからの生涯学習

◎生涯学習の必要性和効果

「田原市教育振興基本計画」では、田原市の人や素材を有効に活用し、社会全体が協働した人づくりをキーワードに、「ふるさとに学び 人がつなく 田原の人づくり」を基本理念としました。

急激な社会変化のなか、21世紀を切り拓く力を身に付けるためには、知識・技能の習得など、自己実現を目指し、市民一人ひとりが意欲を持ち学び続けることや、その成果を他に活かし、「人がつなく人づくり」を一層進めることが求められます。

市民一人ひとりが、自らが得た成果を地域や社会に活用し、人と人がつながることは、個人の間力が高まるとともに、学びの共有が生む連帯意識や社会貢献意欲の芽生えなど、地域社会全体の教育力の向上や活力の源になり、様々な場面に効果が波及すると考えるからです。

市民が、あらゆる機会に、あらゆる場所において学ぶことができ、その成果を適切に活かすことができるよう、生涯学習社会の実現を目指して取り組む必要があります。

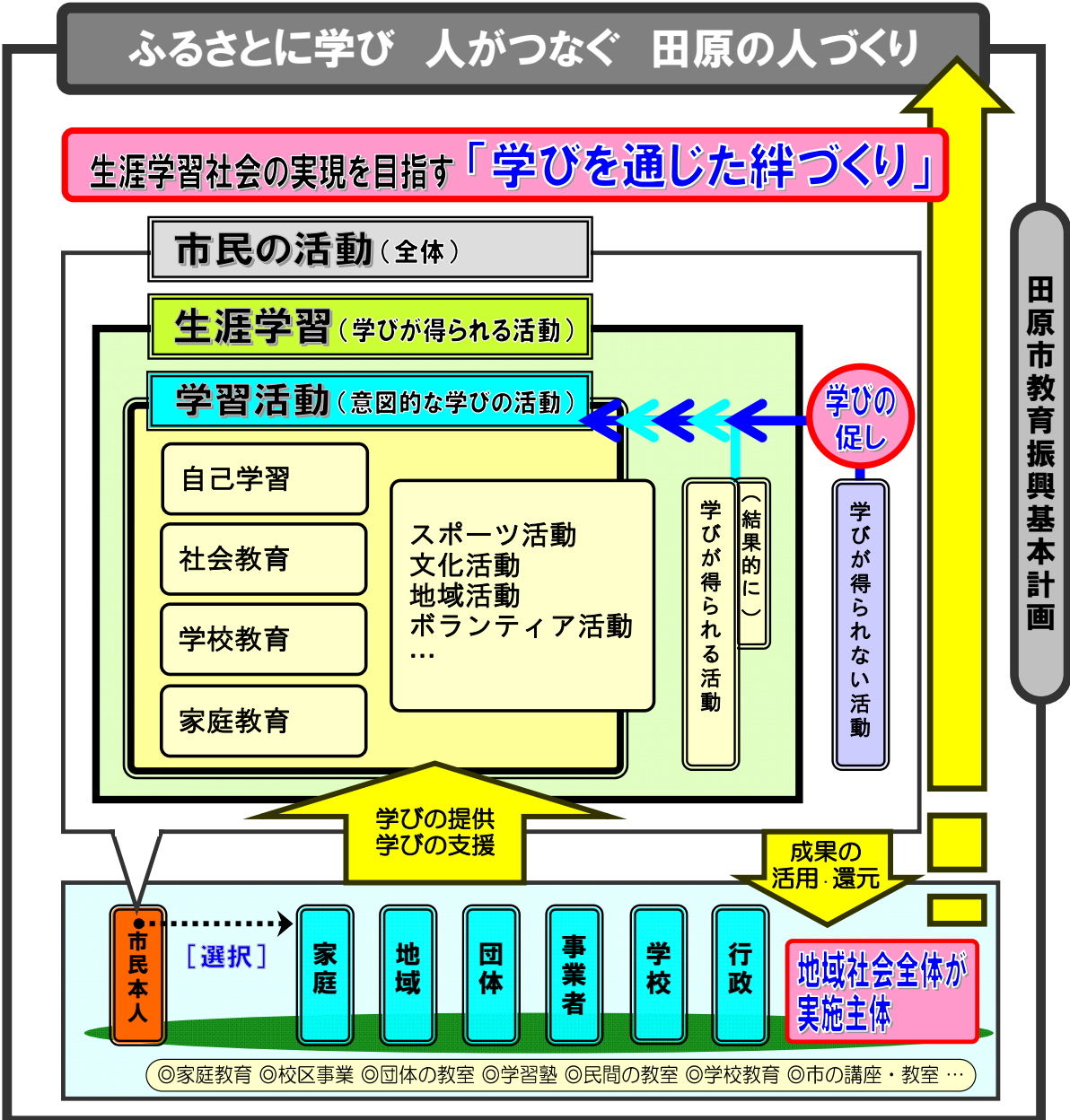
このため、学びの成果を他の人の学びに活かすことのできる人づくりや、学びの成果を還元することのできる環境づくりが必要です。あわせて、自ら学ぶことが困難な人など、すべての人への学びの支援も大切だと考えます。

◎これからの生涯学習の捉え方

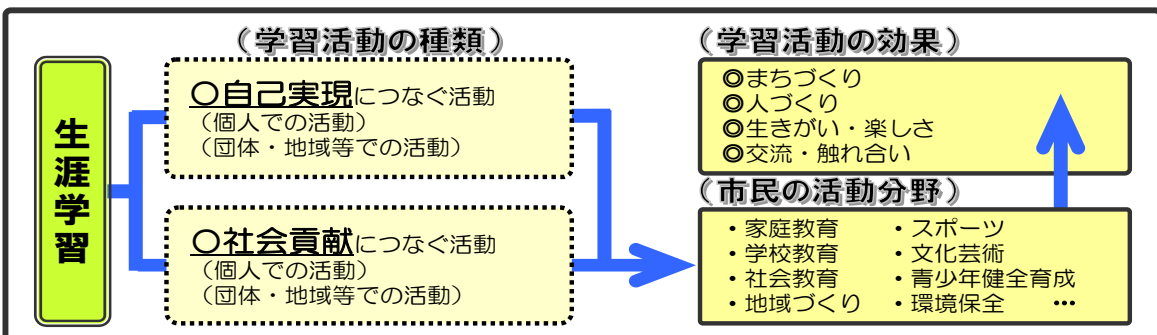
人づくりのキーワードを「学び」として捉えます。市民の活動のなかに、より「意図的な学びを促す」ことや、学びの成果を多くの人に広めることで社会貢献につながる「学びを通じた絆づくり」が、これからの生涯学習の重要な視点と考えます。

さらには、市民等が自発的に公共の担い手となる「新しい公共」の視点も加えた、地域社会全体の協働による人の支え合いを目指す取り組みにより、「田原の人づくり」が効果的に実現できると考えます。

(生涯学習の概念整理と位置付け)



(これからの生涯学習)



第2章 目指す方向性

1 基本理念

ふるさとに学び 人がつなぐ 田原の人づくり

生涯学習社会の実現を目指す本計画の取り組みは、田原の人づくりを効果的に実現するために推進するものです。その方向性は、上位計画の「田原市教育振興基本計画」を踏まえ、「ふるさとに学び 人がつなぐ 田原の人づくり」を基本理念とします。

(田原市教育振興基本計画における基本理念の考え方)

田原市では、これまでの地域の特色や営みを活かした取組を受け継ぎ、本市の自然や歴史・伝統文化の良さを理解し、本市への愛着心を育み、本市の持つ素晴らしさを次の世代へ継承する人づくりを進めたいと考えます。さらに、地域を理解したうえで、広い視野を持って社会に貢献することができるような人づくりをし、新たな文化の創出・発展につなげたいと考えます。

「人は、育てられたように育ち、教えられたように教える」と言われます。文化の継承は、私たちがいかに次の世代を育てるかが重要となります。そうした意味から、田原の自然や歴史・伝統文化を大事にした「**田原の人づくり**」を推進します。

地域への愛着心は、本市の自然や歴史・伝統文化、人々と関わりながら、体験・学習したりすることで育まれます。また、スポーツ等を通じて、指導者や仲間と目標を持って取り組む活動等も、地域への愛着心を育みます。

社会との係わりを深める体験によって、自ら学び、考え、感じることにより、道徳性も育まれ規範意識が高まると考えます。本市には、こうした実体験を行う地域の自然、歴史・伝統文化、人材が豊富に存在しますので、市内全体を教育のフィールドとして活用する「**ふるさとに学ぶ教育**」を推進します。

人づくりは、家庭教育に始まり、学校教育、生涯を通じた教育など人が成長する各段階にあります。それぞれの過程における人づくりのポイントを重視しつつ、育ちの違いや個性に合わせて、連続した一貫性のある教育にすることが大切です。

そのためには、社会全体が協働して取り組むことが重要です。そうすることで、全体の教育力が高まると考えます。また、人は互いに関わり支え合うことで、個の自立と全体の教育力の向上が図られます。社会全体が協働するなかでも、特に「**人とのかわり**」を重視した取組が大切となります。このことから、**人との関わりを重視した「人がつなぐ教育」**を推進します。

(田原市生涯学習推進計画における考え方)(市民の取り組みへの期待)

田原市を構成しているのは、市民一人ひとりです。

生涯を通じ、意欲を持って主体的に学び続けましょう。その学びのなかで、自分らしさを見つけ、さらに、人と人がつながることで絆が生まれ、互いに高めあいながら、豊かな人生を送ることができます。そして、その結果として、田原市としての活力も高まっていきます。

市は、計画の取り組みを推進するなかで、市民が主体的に取り組む生涯学習活動の成果が、より地域社会全体に還元できるよう、市民の学びの活動を支援します。

2 推進の視点

基本理念を実現するため、生涯学習推進の視点を4つに整理し、「**学びを通じた絆づくり**」に取り組みます。

(1) いつでも どこでも 学べる環境づくり

市民のニーズに応じた、多種多様な学びの機会や情報を提供します。また、学習活動の拠点づくりや、学習活動に取り組む団体等が利用しやすい場づくり、インターネットなど情報通信技術の活用等に努めます。学びたいときに、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境づくりを進めます。

(2) 地域社会全体の教育力の向上

社会変化に対応し、時代を切り拓く人をつくるためには、すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上が必要です。あわせて、家庭、地域、団体、事業者、学校等が特色を出しあい、連携・協力しあう地域社会全体の教育力の向上が重要です。地域社会全体で人を育てる環境づくりを進めます。

(3) 学びの還元

学びの効果は、少しでも多く「意図的な学び」を意識することで、より高まります。また、個人や団体での学びから一歩踏み出し、学びで得た成果を他の人の学びに活かすことで、人や社会との関わりが強まり、自己の充実、さらには、地域社会全体の教育力の向上や地域の活性化につながります。個人の学びの成果を、地域社会全体に還元できる人づくりと共有できる仕組みづくりを進めます。

(4) 生きがい・心の豊かさの実現

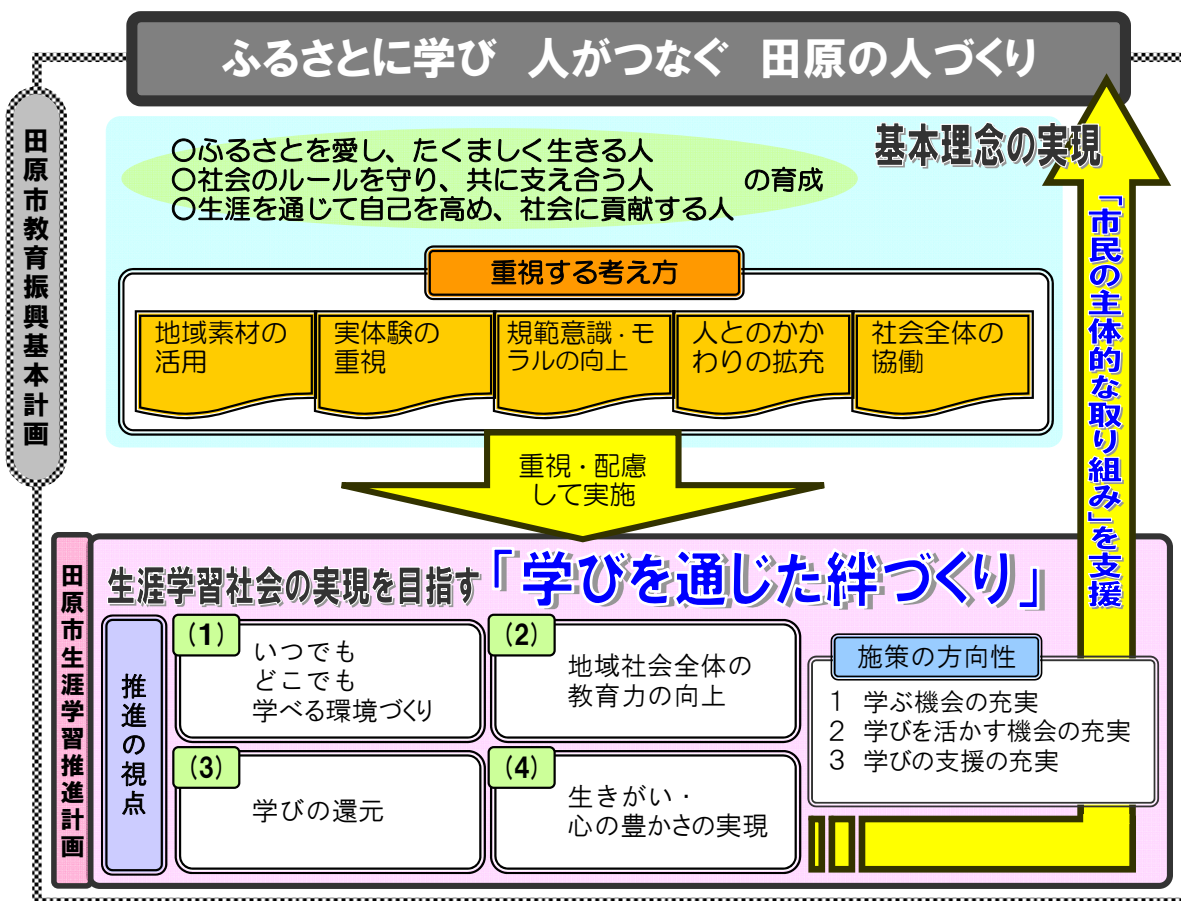
文化活動やスポーツ活動、社会貢献等の活動は、生きがいを感じたり、心を豊かなものにしてくれたりします。あわせて、学ぶ過程で地域社会全体の活力が高まるなど、効果を高めあうことができるため、生涯に渡って学ぶ意欲を持ち続けることが重要です。学ぶことで、心身の充実や社会貢献につながる学びの環境づくりを進めます。

3 施策の体系

取り組んでいく施策の方向性を、「**学ぶ機会の充実**」「**学びを活かす機会の充実**」と、それを支える「**学びの支援の充実**」の3つに整理し、その下に具体的に取り組む施策を示します。

第2章 目指す方向性

(目指す方向性のイメージ)



(施策の体系図)

基本理念	推進の視点	施策の方向性	取り組む施策	
ふるさとに学び 人がつなぐ 田原の人づくり	学びを通じた絆づくり	1 学ぶ機会の充実	(ア) ライフステージに応じた学び (P.8)	
			(イ) 現代的課題・地域課題に応じた学び P.9)	
			(ウ) 地域での学び (P.10)	
			(エ) スポーツ・文化を通じた学び (P.11)	
			(ア) 学びの活用 (P.12)	
			(ア) 学ぶ環境づくり (P.13)	
		2 学びを活かす機会の充実	(イ) 学びの情報提供 (P.14)	
			(ウ) 学びの推進体制 (P.15)	
			3 学びの支援の充実	(ア) 学ぶ環境づくり (P.13)
				(イ) 学びの情報提供 (P.14)
				(ウ) 学びの推進体制 (P.15)

第3章 取り組む施策

■市が推進して取り組む施策を記載します。市民の主体的な学びを支援するため、各実施主体においても関連する取り組みの趣旨・ねらいをご理解いただき、積極的に、学びの支援に取り組みましょう。

1 学ぶ機会の充実

急激な社会変化のなかで時代を切り拓く力を身に付けることができるよう、また、多様化・高度化・専門化する市民の学びへのニーズに応えるため、関係機関との連携・協力を図りながら、人生の様々な場面における学びの機会を充実します。

(ア) ライフステージに応じた学び

市民の生涯を通じた学習活動を支え、乳幼児期、学童・思春期、青年期、壮年期、高齢期の各ライフステージにおける特徴を踏まえた学びの機会を提供します。

[主な取り組み]

取組の名称	取組の内容
乳幼児期に応じた学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「家庭教育力の向上」を重視した学びの機会を提供します。 ○子育てに関する学習機会や相談体制など、家庭教育の支援を充実します。 ○ブックスタート事業や家読の促進など、乳幼児・児童生徒とその保護者の読書活動を推進します。
学童・思春期に応じた学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「実体験」「家庭教育力の向上」「世代間交流」を重視した学びの機会を提供します。 ●<u>児童生徒文化体験教室</u>や自然観察会など、体験型の学びの機会を提供します。 ●<u>田原市少年少女発明クラブ</u>の活動の支援を通じ、体験型の学びの機会を提供します。 ○家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭教育の支援を充実します。 ○図書館において、中高生が主体的に参加できる<u>ティーンズサービス</u>を充実します。
青年期、壮年期に応じた学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「スキルアップ」「世代間交流」を重視した学びの機会を提供します。 ○知識や態度等を身に付けるなど、職業上の能力の向上につながる学びの機会を提供します。
高齢期に応じた学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「生きがいや楽しみ」「世代間交流」を重視した学びの機会を提供します。 ○<u>しおさい大学</u>など、心身の健康づくりや社会参加につながる学びの機会を提供します。 ●<u>老人クラブ</u>の活動の支援を通じ、高齢者が地域で学ぶ機会を提供します。 ○図書館員が介護施設等を巡回する<u>元気はいたつ便</u>を実施します。

● = 「取組の内容」について、特に、各実施主体の取り組みにも期待するもの。

— = 特に取り組みを期待する具体的な実施主体をさす。

第3章 取り組む施策

(イ) 現代的課題・地域課題に応じた学び

高度情報化や国際化、環境・エネルギー問題など社会変化がもたらす現代的な課題や地域課題に対して、自らが柔軟に対応できるよう、さまざまな学びの機会を提供します。

[主な取り組み]

取組の名称	取組の内容
時代・地域ニーズに応じた学びの推進	<ul style="list-style-type: none">○時代・地域のニーズに応じた学びの機会を提供します。<ul style="list-style-type: none">・防災、資源エネルギー、環境、情報化、食、健康、多文化共生、国際化、人権、消費生活、男女共同参画、福祉 等○市民大学の充実など、大学や専門機関と連携を図った、専門的な学びの機会を提供します。●市政ほーもん講座を実施し、団体や事業者等に出前型の学びの機会を提供します。○図書館において、生活・仕事・地域振興等の課題について、解決に役立つ知識の提供や共有を図る課題解決支援サービスを充実します。

● = 「取組の内容」について、特に、各実施主体の取り組みにも期待するもの。

— = 特に取り組みを期待する具体的な実施主体をさす。

(ウ) 地域での学び

価値観の多様化や個人主義の台頭等による地域コミュニティの機能向上が課題となっていますが、人との結びつきを大切にされた地域内活動を活性化させていくことが、人にとっても地域にとっても重要です。

本市では、「市民館」を市民の一番身近な学習活動の拠点として位置付け、家庭教育やスポーツ、体験学習など、全世代を対象とした、さまざまな事業を展開します。

さらに、市民館は、地域コミュニティの拠点としても位置付けていることから、校区ごとの特徴を活かしつつ、校区コミュニティ協議会を地域づくりの核として、地域教育力の向上、地域コミュニティの活性化が図られるよう支援します。

また、市内には、地域社会に貢献するNPOやボランティアグループなど、市民活動団体も活動しており、自主的な活動のなかで知識の習得や課題の解決など、学びにつなげています。その活動自体が公益性を持っていることから、新しい公共の大きな担い手として、これらの活動が、より地域社会全体へ還元できるよう支援します。

[主な取り組み]

取組の名称	取組の内容
地域コミュニティでの学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民館長及び市民館主事を、地域における学びの推進役として、校区の特性・課題に応じた学びの機会を充実します。 ●校区コミュニティ協議会が取り組む活動の支援を通じ、地域で学ぶ機会を充実します。 ●子どもの健やかな成長を願い、高齢者など、地域の人材を活用しながら、放課後児童クラブや放課後子ども教室を充実します。 ●校区コミュニティ協議会（青少年健全育成推進員、PTA、子ども会、老人クラブ）が中心となった「あいさつ運動」を推進するなど、地域全体で子どもの健全育成活動に取り組みます。 ●PTAや子ども会の活動の支援を通じ、子どもが地域で学ぶ機会の提供や、指導者育成等に取り組みます。
市民活動を通じた学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体の活動の支援を通じ、多様なニーズに対応できる環境づくりに取り組みます。 ○活動のきっかけの手助けとして、ボランティア養成の機会を提供します。

● = 「取組の内容」について、特に、各実施主体の取り組みにも期待するもの。

○ = 特に取り組みを期待する具体的な実施主体をさす。

第3章 取り組む施策

(エ) スポーツ・文化を通じた学び

スポーツ活動は、健康の増進や生きがい、仲間づくりの大きな柱であるとともに、活動を通じて礼節等を学ぶ機会となっています。乳幼児期から高齢期まで、いつでも、どこでも、だれでも幅広くスポーツを通じた学びができるよう、各種スポーツの機会を提供します。

文化芸術に触れることは、豊かな感性を育み、心に豊かさをもたらします。市内にある歴史資源や経験豊かな人を有効に活用し、地域の文化に触れ、学ぶ機会を提供します。

[主な取り組み]

取組の名称	取組の内容
スポーツを通じた学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>総合型地域スポーツクラブ</u>の設立及び自立を支援します。 ○ <u>ニュースポーツ</u>の普及など、<u>体育指導委員</u>や<u>スポーツ推進員</u>等により、スポーツの振興を図ります。 ○ <u>学校施設開放事業</u>を通じ、スポーツの機会を提供します。 ● <u>田原市地域コミュニティ連合会</u>と協力し、<u>校区交流スポーツ大会</u>を開催します。 ● <u>中部・北陸実業団駅伝</u>の開催支援など、スポーツイベントの開催を通じて、スポーツの振興を図ります。 ● <u>体育協会</u>、<u>スポーツ少年団</u>の活動の支援を通じ、スポーツ機会の充実や、指導者・競技者の育成等に取り組めます。
文化を通じた学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>子ども芸術鑑賞会</u>等を実施し、芸術文化に触れる機会を提供します。 ● <u>文化ホール支援事業</u>等を実施し、<u>市民</u>の自主的な文化活動を支援します。 ○ <u>市民から学んだり</u>、文化・歴史資源等を活用したりして、<u>郷土愛</u>を育む学びの機会を提供します。 ○ <u>吉胡貝塚資料館</u>、<u>博物館</u>を<u>ふるさと学習</u>の拠点として、<u>体験型</u>の学ぶ機会を充実します。 ○ <u>ふるさと検定</u>や<u>ふるさと巡り</u>等を実施し、本市の文化・歴史を知る機会を提供します。 ○ <u>本市由来の文学・伝承</u>等の物語資源を学び、<u>創造</u>する機会を提供します。 ● <u>文化協会</u>の活動の支援を通じ、文化機会の充実や、指導者・実践者の育成等に取り組めます。

● = 「取組の内容」について、特に、各実施主体の取り組みにも期待するもの。

○ = 特に取り組みを期待する具体的な実施主体をさす。

2 学びを活かす機会の充実

学びから得た成果を、他の人の学びや地域社会に活用することで、学びを通じた絆が深まります。成果を地域社会に還元できる人づくりや共有できる仕組みづくり、発表機会等の環境整備に努め、学びの成果を還元する機会を充実します。

(ア) 学びの活用

成果を活かす場を提供するため、学びの成果を他の人や社会に還元することを望む指導者・講師等の新たな人材の掘り起こしを行い、人材登録制度として整備します。あわせて、市民自らが自主的に講座を開催・運営できるように支援し、全市的に学びの成果を共有できる仕組みづくりを進めます。

[主な取り組み]

取組の名称	取組の内容
人材活用の仕組みづくり	○人材の情報を集約し、学びたい人に提供する人材登録制度を確立します。 ●登録された人材を、市や学校など、各実施主体で積極的に活用し、学びの還元を図ります。
市民自らによる学習機会の運営の仕組みづくり	●登録された人材など、市民が自ら講座を企画・運営できる制度を確立します。 ●図書館の運営に参加するボランティア等が、より主体的に創造性を発揮できる仕組みと環境を整備します。
成果を発表する場の提供	○学びの意欲の向上や、新たな学びのきっかけの手助けとして、市民館まつりや文化祭など、さまざまな機会・施設を活用して、学びの成果を発表する場の充実に努めます。

● = 「取組の内容」について、特に、各実施主体の取り組みにも期待するもの。

○ = 特に取り組みを期待する具体的な実施主体をさす。

第3章 取り組む施策

3 学びの支援の充実

市民の学習活動を支え、利用しやすい施設運営に努めます。また、手軽に入手できる情報、地域社会全体による学習支援のネットワーク化等の環境整備を図り、市民の学びの支援を充実します。

(ア) 学ぶ環境づくり

図書館、市民館、文化会館、体育館など、生涯学習関連施設を学びの拠点として、市民にとって身近で利用しやすい施設となるような環境づくりに努めます。あわせて、さまざまな分野の社会貢献活動、まちづくりが推進されるよう、施設運営を図ります。

[主な取り組み]

取組の名称	取組の内容
生涯学習関連施設の機能・サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○情報・学びの拠点であり、市民にとって最も開かれた施設である「図書館」の機能を発揮するため、図書館サービスを充実します。 ○生涯学習関連施設の使用料の適正化・減免規定の見直し等を図り、公平性の確保に努めます。 ○生涯学習関連施設の利用基準の見直しを図り、利用しやすい運営に努めます。 ○既存施設の機能・サービス強化など、環境整備を図り、市民や生涯学習関係団体の活動を支援します。 ○学校施設開放事業の開放対象施設の拡充に努めます。 ○学習活動を始め、地域コミュニティや地域における行政サービスの拠点など、複数の機能を持つ市民館について、機能を向上させるため、市民館のあり方・機能等についての確立を目指します。
学ぶことが困難な人への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者への録音図書郵送サービスや回想法の実施など、学習が困難な人々の学びを支援します。 ○託児制度を充実し、親の学習機会の創出や子育てを支援します。 ○図書館における情報通信技術の活用機能を充実し、情報の入手や活用が困難な人々の学びを支援します。

(イ) 学びの情報提供

市民が学習活動に取り組む手助けとして、学びに関する情報を手軽に入手できるよう、さまざまな学びの情報提供や学びのコンテンツの充実を進めます。

[主な取り組み]

取組の名称	取組の内容
学びの情報提供の充実	○市や生涯学習関係団体等を含めた全市的な生涯学習の情報・資源を収集・整理し、提供します。 ○田原市生涯学習情報誌、ホームページ、広報たはら、ケーブルテレビ、チラシ、情報通信技術の積極的な活用など、多様な手段で情報提供を行います。
学びのコンテンツの充実	○生涯学習に関する資源のデジタルアーカイブ化をはじめとする収集・制作・整備を進めます。

第3章 取り組む施策

(ウ) 学びの推進体制

市民の幅広い学びへのニーズに応えるためには、学習機会の提供者である地域社会全体が各々の役割と特徴を認識し、連携・協力して取り組むことが必要です。そのため、全市的な学びの推進体制を充実します。

[主な取り組み]

取組の名称	取組の内容
生涯学習推進組織の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習関係団体や市民で構成する社会教育審議会を通じ、全市的に生涯学習を推進するための検討、計画の進行確認等を行います。 ○全庁的な取り組みを強化し、横断的な連携により総合的に生涯学習施策を推進するため、庁内に生涯学習推進組織を設置します。
生涯学習推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学習機会を提供する生涯学習関係団体、民間事業者等との連携・協力・支援の在り方や、ネットワーク化について、継続して検討します。 ○生涯学習関連施設の役割や事業の運営方法等について、よりよい学びの推進体制となるよう、継続して検討します。

● = 「取組の内容」について、特に、各実施主体の取り組みにも期待するもの。

○ = 特に取り組みを期待する具体的な実施主体をさす。

4 取り組みの目標

本計画における取り組みの目標を、以下のとおり示します。

(1) 学ぶ機会の充実

目標の名称	目標の姿 (H28 年度)
生涯学習活動をしている人の割合 ※1	◎向上を目指します。 (現在値なし)
週1回以上スポーツをしている市民の割合 ※1	◎50%を目指します。 (現在値 21.6%)
放課後児童クラブ・放課後子ども教室での地域人材の活用度	◎全教室での活用を目指します。 (現在：1 箇所)
放課後児童クラブ・放課後子ども教室	◎待機児童の解消を目指します。 ◎全 20 校区への開設を目指します。 (現在：17 校区 18 箇所)
総合型地域スポーツクラブ	◎1 クラブの開設を支援します。(H24 年度) ◎利用者の拡大を目指します。 (現在：未開設)

(2) 学びを活かす機会の充実

目標の名称	目標の姿 (H28 年度)
生涯学習活動をしている人で、成果を家庭や地域に活かしている人の割合 ※1	◎向上を目指します。 (現在値なし)
人材登録制度 (市民自らによる学習機会の運営制度)	◎制度を確立します。(H24 年度) ◎利用者の拡大を目指します。 (現在：制度未確立)

(3) 学びの支援の充実

目標の名称	目標の姿 (H28 年度)
生涯学習関連施設のサービスに対する満足度 ※1	◎向上を目指します。 (現在値なし)
生涯学習関連施設の利用者数 ※2	◎拡大を目指します。 (現在：1,137,039 人(H22 実績))

※1 今後、アンケート調査にて数値を把握する予定。

※2 生涯学習関連施設：組織的な学習活動が展開される市内の公共施設で、図書館(3 箇所)、市民館(21 箇所)、青年の家、文化会館(3 箇所)、池ノ原会館、博物館、吉胡貝塚資料館、民俗資料館、渥美郷土資料館、総合体育館、赤羽根文化広場、渥美運動公園、運動公園(2 箇所)、白谷陸上競技場、緑が浜公園、野球場(3 箇所)、多目的広場(3 箇所)、テニスコート(5 箇所)、弓道場(2 箇所)、パターゴルフ場(2 箇所)のこと。

第4章 計画の実現にむけて

1 地域社会全体の実践と連携・協力による実現

本計画の実現は、行政の取り組みだけでは困難です。何よりも、学びの一番の実施者である市民本人が学ぶ意欲を持ち、主体的に行動することが大切です。さらには、各実施主体が学びを実践し、それぞれの役割を果たすとともに、全体の教育力を向上させるなど、地域社会全体が連携・協力した取り組みが不可欠です。

そのことで、市民の「学びを通じた絆づくり」がより促進され、田原の人づくりが効果的に実現できると考えます。

各実施主体に期待する主な実践の役割を、以下に示します。

(1) 「市民本人」の役割

〈「学ぶ」ことは楽しいことです〉

- ◎主体的、積極的に学習活動に取り組みましょう。
- ◎学びで得た成果を、自分や、他の人、地域社会へと活かしましょう。

(2) 「家庭」の役割

〈家庭は、子どもの学びの出発点です〉

- ◎しつけやあいさつなど、家庭内の教育を充実しましょう。
- ◎実体験など、さまざまな学びの機会に参加しましょう。
- ◎地域や団体等の活動に参加し、連携を深めましょう。

(3) 「地域」の役割

- ◎「学び」を通じた地域づくりに取り組みましょう。
- ◎世代間交流など、全世代を対象とした、さまざまな学びの機会をつくりましょう。
- ◎家庭教育や子育てを、地域全体で支援しましょう。
- ◎地域内での人と人との連帯感を深め、地域の教育力を充実させましょう。

(4) 「団体」の役割

- ◎学びで得た成果を、他の人や地域社会に活かしましょう。
- ◎課題解決・交流・実体験など、さまざまな学びの機会をつくりましょう。

(5) 「事業者」の役割

- ◎市民や団体、地域での学びを支援しましょう。
- ◎学びやすい職場環境づくりや研修など、学びの機会を提供しましょう。

(6) 「学校」の役割

- ◎市内の人・自然・歴史を積極的に活用し、さまざまな学びの機会をつくりま

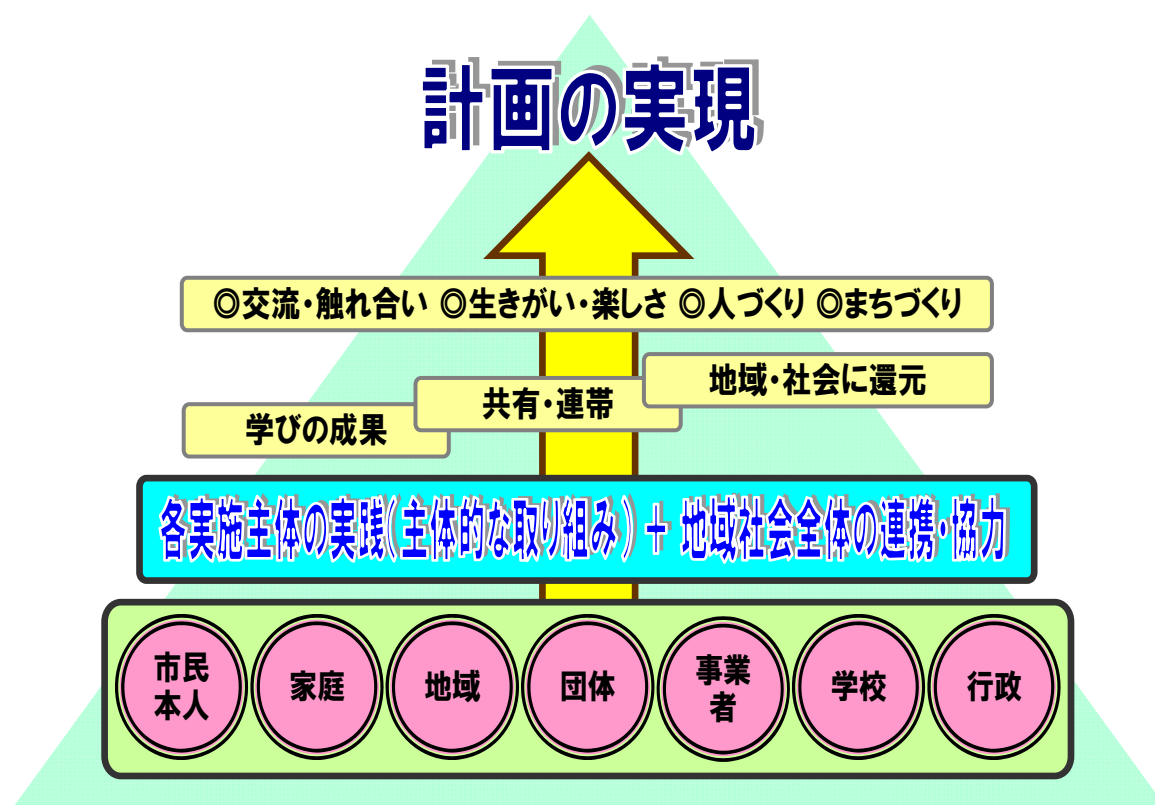
(7) 「行政」の役割

- ◎計画を積極的に推進するため、人材育成のための指導・研修を実施します。
- ◎普及啓発や情報提供など、各主体の連携・協力の促進に取り組みます。

2 計画の進行管理

生涯学習関係団体や市民等で構成する「社会教育審議会」において、全市的な生涯学習推進のための検討や計画内容の進行確認等を行い、計画の着実な推進を図ります。

また、生涯学習施策の総合的な推進を図るため、市役所内部に生涯学習推進組織を設置し、全庁的な推進に取り組みます。



用語説明

◎新しい公共 (P.1)

従来の行政による公共サービスに対して、市民や団体等が自発的に参加・協働することで課題解決を図っていくなど社会全体で公共サービスを担い、人の支え合いと活気のある社会をつくっていくという新しい考え方。

◎ブックスタート事業 (P.8)

絵本を介して赤ちゃんと保護者が楽しいひとときを過ごしてほしいという願いを込めて、4ヶ月児健診の際に、絵本と子育て関連資料をプレゼントし、その使い方などをアドバイスする事業。

◎家読 (P.8)

“うちどく”と読む。「家庭での読書」の略語。家族が本を読む習慣を共有し、読んだ本について語り合うことで、家族の絆を深めることを目的とする。

◎児童生徒文化体験教室 (P.8)

小中学生を対象に、集団のなかでの人間関係づくりや創意豊かな心を育むことを目的として、お茶、お花、囲碁等の文化体験の機会を提供している事業。ボランティアが講師を務め、運営が行われている。(平成23年度：22教室実施中)

◎田原市少年少女発明クラブ (P.8)

小学生を対象に、実体験のなかで創造性豊かな心を育むことを目的として、科学的な興味関心の追及の場を提供している事業。田原福祉センターを活動拠点として、平成23年5月に田原市教育委員会を事務局として「田原市少年少女発明クラブ」が発足。ボランティアが講師を務め、運営が行われている。

(平成23年度：会員数37名)

◎ティーンズサービス (P.8)

児童とも大人とも異なる独自のニーズをもつ中高生を中心とした十代の青少年のための図書館サービスのこと。

◎しおさい大学 (P.8)

高齢者を対象に、高齢者の生きがいづくりや心身の健康づくりを目的として、健康体操、絵画、地域文化等を学ぶ機会を提供している事業。

(平成23年度：受講者131名(前期)・116名(後期))

◎元気はいたつ便 (P.8)

介護施設や医療施設を巡回し、図書館に来館することが困難な高齢者・患者・障害者等に、図書館資料の貸出、回想法、朗読、レクリエーション等を行うサービスのこと。

◎市民大学 (P.9)

市民を対象に、高度・専門的な学習ニーズに対応することを目的として、大学から講師を招いて専門的な学びの機会を提供している事業。

(平成23年度：豊橋技術大学・東洋大学と連携実施)

◎市政ほーもん講座 (P.9)

市内の団体や事業者を対象に、市の業務や制度、歴史・文化や自然等に関する情報について紹介する出前型の講座。(平成23年度：54講座開設中)

◎地域コミュニティ (P.10)

校区コミュニティ協議会、校区、地区自治会など、特定地域内で互助や社会貢献の活動を行う団体またはその活動のこと。

◎NPO (P.10)

「Non Profit Organization」の略語。利益を目的とせず、公益的な活動を行う民間の団体のこと。

◎市民活動団体 (P.10)

市民生活の向上や他の人を支えるなど、公益への貢献を目的として、自主的な意思に基づき活動する団体のこと。本計画では、校区コミュニティ協議会、校区、地区自治会、NPO、ボランティアグループ、青年組織、女性組織等をさす。

◎市民館長、市民館主事 (P.10)

地域における生涯学習の推進役として、教育委員会が市民館に館長、主事ともに1名づつ配置している。家庭教育や教養講座など、さまざまな事業の企画・運営を行っている。また、主事は、地域コミュニティの支援を目的として、校区コミュニティ協議会等の業務を補助している。

(平成23年度現在：20市民館に館長20名・主事20名を配置)

◎校区コミュニティ協議会 (P.10)

地域コミュニティ中心のまちづくりを進める組織として、校区、地区自治会を中心に、PTA、子ども会等さまざまな団体で構成され、小学校区を単位に全市域で組織されている。市と地域コミュニティをつなぐ総括窓口として機能している。

◎放課後児童クラブ (P.10)

小学校1年生から3年生までの子どもで、放課後家族が仕事に出ていて家に誰もいない家庭を対象に、児童クラブ指導員が保護者に代わって子どもの面倒をみる家庭の延長の場のこと。(平成23年度：12箇所で開催中)

◎放課後子ども教室 (P.10)

保護者の就労に関わらず小学校6年生までの子どもに、放課後に安全で安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行う場のこと。(平成23年度：6箇所で開催中)

◎青少年健全育成推進員 (P.10)

全市的な青少年の健全育成を目的として、地域内での積極的な実践活動を推進するため、教育委員会が各校区に2名づつ委嘱している。地域における青少年健全育成事業の実施や普及宣伝等を行っている。(平成23年度：40名が活動中)

◎あいさつ運動 (P.10)

市では、子どもの健全育成や、人と人とのつながりがある地域社会を作っていくために、「あいさつ運動」を推進しています。地域全体の大人たちが、「愛」情を持って子どもを観「察」し見守るという「愛察運動」の推奨により、より運動の効果をあげたいと考えています。

◎総合型地域スポーツクラブ (P.11)

幅広い世代が各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域住民が主体的に運営する地域密着型のスポーツクラブのこと。

(平成23年度：平成24年度設立予定で支援中)

◎学校施設開放事業 (P.11)

市民のスポーツ活動の推進やコミュニケーションの場づくり、地域に開かれた学校づくりの促進等のため、学校運営に支障のない範囲で市内の小中学校施設を開放する事業。

(平成23年度：全27小中学校で262登録団体が利用中)

◎体育指導委員、スポーツ推進員 (P.11) ※H24.3 名称変更予定

体育指導委員は、スポーツ基本法(旧スポーツ振興法)に基づき、教育委員会が委嘱している。子どもから高齢者の方までスポーツを楽しめるよう、スポーツの実技指導とスポーツに関する指導・助言を行っている。(平成23年度：29名)

スポーツ推進員は、地域におけるスポーツ活動の推進を目的として、教育委員会が委嘱している。地域におけるスポーツ活動の日常化を推進するため、校区内でのスポーツ大会の実施など、普及活動を行っている。(平成23年度：118名)

◎ニュースポーツ (P.11)

ルールや競技内容が比較的簡単で、だれでも、いつでも、どこでも簡単に楽しめることを目的として、新しく考案・紹介されたスポーツのこと。田原市では、体育指導員、スポーツ推進員が中心となり、市民が気軽にスポーツに取り組む手助けとして、ディスクドッチ、キンボール、ペタンク等の普及活動を行っている。

◎田原市地域コミュニティ連合会 (P.11)

校区間相互の連帯と協調を目的に組織され、市内20の校区コミュニティ協議会で構成されている。

◎校区交流スポーツ大会 (P.11)

校区間や校区内の連帯意識の高揚を目的として、田原市地域コミュニティ連合会と市が協力して開催するスポーツ大会。(平成23年度：校区交流パターゴルフ大会開催)

◎中部・北陸実業団駅伝 (P.11)

実業団の駅伝大会で、平成24年度から田原市内のコースで開催される。元旦に開催される全日本実業団対抗駅伝競走大会(ニューイヤースタッド)の予選会を兼ねており、主催は、中部実業団陸上競技連盟及び北陸実業団陸上競技連盟。

市は、スポーツの振興や地域の振興・活性化等を目的として、大会の運営を支援します。

◎子ども芸術鑑賞会 (P.11)

全中学生(2年生)を対象に、文化・芸術に直接触れる機会の提供を目的として、学校活動のなかで芸術鑑賞会を開催している。(平成23年度：ミュージカル鑑賞会)

◎文化ホール支援事業 (P.11)

市内の団体を対象に、自主的な文化活動の支援を目的として、事業実施に係る経費の補助や使用料の免除等を行っている。(平成23年度：1件実施)

◎ふるさと検定(田原市検定) (P.11)

市民を対象に、田原の文化・歴史・産業・自然等についての設問をテスト形式で解答してもらい、「ふるさと」について学ぶ事業。(平成23年度：4回目の開催)

◎ふるさと巡り（文化財巡り）（P.11）

市民を対象に、田原の文化・歴史・産業・自然など「ふるさと」について、現地を巡り学ぶ事業。（平成23年度：「伊勢街道巡り」開催）

◎生涯学習関係団体（P.13）

本計画では、市民活動団体、文化協会、体育協会、スポーツ少年団、青年会議所、PTA、子ども会、老人クラブ等をさす。

◎録音図書郵送サービス（P.13）

目や身体の不自由な方のために録音図書を作成し、他の機関が作成した録音図書と併せて、郵送等により貸し出すサービス。

◎回想法（P.13）

古い写真や道具等を用いて昔懐かしい思い出を語り合うもの。脳の活性化につながるため、介護予防や認知症予防等に効果があるといわれている。

◎託児制度（P.13）

未就学児の子どもがいる市民を対象に、親の学習機会の創出を目的として、市の事業実施の際等に、子どもの預かりを受けつけている。

◎コンテンツ（P.14）

コンピューターやインターネットなど、メディアによって提供することができる映像・画像・文字等の情報のこと。

◎田原市生涯学習情報誌（P.14）

市が実施する生涯学習関連事業を中心に掲載し、教育委員会が発行している情報誌のこと。年2回発行し、全戸配付している。

◎デジタルアーカイブ（P.14）

図書館・博物館等の収蔵品、考古・歴史資料や有形・無形の文化資源等をデジタル化（電子化）して保存すること。

◎社会教育審議会（P.15）

社会教育法に基づき設置しているもので、生涯学習関係団体や市民で構成されている。生涯学習全般の振興等について審議を行っている。（平成23年度：委員数14名）